

○しらおか男女共同参画推進会議設置要綱

平成10年5月26日

告示第77号

改正 平成14年3月26日告示第83号

平成18年3月30日告示第52号

平成18年6月13日告示第134号

平成22年3月19日告示第41号

平成24年3月30日告示第82号

平成26年3月31日告示第142号

(設置)

第1条 女性の地位向上及び社会参画への基盤体制の充実を推進し、男女共同参画社会への実現を図るため、しらおか男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) しらおか男女共同参画プランの推進に関する事。
- (2) 女性の地位向上、社会参画に係る調査研究に関する事。
- (3) 女性の地位向上、社会参画が容易にできる基盤整備の推進に関する事。
- (4) その他男女共同参画に関し、必要と認められる事項に関する事。

(委員)

第3条 推進会議は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席要請)

第7条 推進会議は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることを市長に要請することができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成10年5月26日から施行する。
- 2 しらおか男女共生懇話会設置要綱（平成8年白岡町告示第32号）は、廃止する。

附 則（平成14年3月26日告示第83号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日告示第52号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月13日告示第134号）

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日告示第41号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第82号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第142号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。